

# 第17回 森林総合利用協議会次第

日 時：平成29年2月6日（月）

午後2時～

場 所：県庁防災新館 406会議室

1 開 会

2 森林総合利用協議会委員 委嘱状交付

3 森林環境部 林務長あいさつ

4 委員及び職員の紹介

5 座長の選出

6 議 事

「森林総合利用協議会で意見を聴取する対象箇所」の見直しについて

7 閉 会

## 〈 協議事項 〉

### 「森林総合利用協議会で意見を聴取する対象箇所」の見直しについて

#### 1 現在の対象箇所

森林総合利用協議会 確認事項 (抜粋)

##### 第3 貸し付けにあたっての森林総合利用協議会の意見聴取

###### 1 新規貸付の場合

面積1ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。

###### 2 継続貸付の場合

面積5ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。

#### 2 対象箇所の改正 (案)

##### 第3 貸し付けにあたっての森林総合利用協議会の意見聴取

###### 1 新規貸付の場合

面積1ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。

###### 2 継続貸付の場合

面積5ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。

なお、電気事業用地のうち送電線用地については、協議会への報告とする。

#### 3 理由

- 送電線については、電気事業法に基づき国（経済産業省）の許可を受けた事業者が設置し、適正な管理が行われること。
- 送電線は、ライフラインとして重要な施設であり、公共性が高い。
- ただし、送電線用地は民間事業者に貸し付けており、面積も5ha以上となることから、協議会への報告とする。

# I 県有林の概要

## 1 県有林の歴史

明治末期、本県に相次いで発生した大水害により、県民は大変苦しい生活を余儀なくされ、この窮地を知った明治天皇は、明治44年3月11日、県下の御料地のほとんどを県の復興に役立てるよう本県に御下賜された。

これが県土の3分の1を占める県有林の基になっており、一般には「恩賜林」の名で呼ばれている。

これらの県有林は、「恩賜県有財産管理条例」を定め、模範林として県土の保全と木材生産の二つを柱に特別会計で管理・経営され、今日に至っている。

## 2 県有林管理の基本理念

活力ある森林の維持、造成により、県土の保全と水源のかん養など森林の公益的機能の充実強化を図ることとしている。

さらに、県民福祉の増進を基本として、木材生産や森林の保健休養的利用等、社会情勢の変化や森林に対する県民の様々な要請に応えるための管理を行うこととしている。

## 3 森林の現況

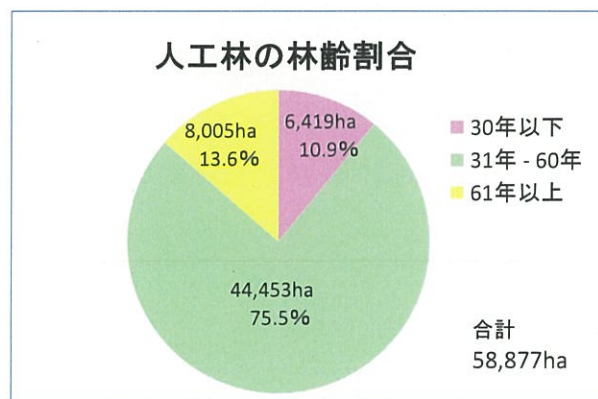
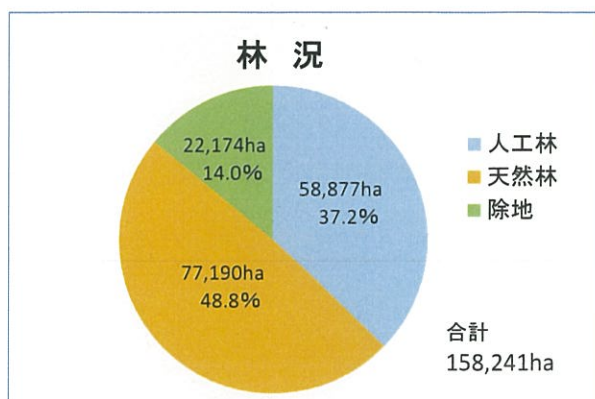
県有林の面積は、158千haで、県土面積（446千ha）の約35%を占めている。

○林況

単位：ha

区分		小計	30年以下	31年 - 60年	61年以上
林地	人工林	58,877	6,419	44,453	8,005
	天然林	77,190	103	7,013	70,074
除地		22,174			
合計		158,241	6,522	51,466	78,079

平成28年3月31日現在



## II 協議会の設置目的、協議事項

### 1 設置目的

県民の多様な要請に応え、県有林の持つ多面的な機能を総合的に発揮させる活用策等について、それぞれの専門分野の方に協議、意見を聴く場として「森林総合利用協議会」を設置した。

### 2 協議事項

- (1) 保健休養利用の現在における意義とそのあり方
- (2) 県土全体で調和のとれた保健休養利用の方針
- (3) 県域ごとの特徴を踏まえた地域振興の方向
- (4) その他、県有林の総合利用推進に関して必要と認められる事項

### 3 これまでの主な協議内容

- ・ 森林の総合利用を踏まえた森林整備のあり方
- ・ 森林文化の森の整備計画
- ・ 全国植樹祭会場跡地の利用
- ・ 県有林の利活用方策
- ・ 「魅力あるやまなしの森林スポット100選」箇所選定
- ・ 県有林の土地貸付

## Ⅰ 県有林の貸付状況

1 現在の貸付件数：971件

2 貸付面積及び貸付金額

(1) 使用目的別の面積及び金額

使用目的	面積(ha)	割合(%)	金額(万円)	割合(%)
植樹用地	4,418	64.4	698	0.8
農耕用地	348	5.1	1,333	1.5
電気事業用地	344	5.0	6,796	7.5
道路敷用地	68	1.0	322	0.4
水路敷用地	2	0.0	206	0.2
建物敷用地	604	8.8	49,116	54.4
牧場用地	355	5.2	1,354	1.5
鉱業用地	—	—	—	—
鉱泉用地	0	0.0	59	0.1
雑用地	718	10.5	30,365	33.6
合計	6,856	100.0	90,250	100.0

\*面積、金額合計は四捨五入のため一致しません。

(2) 「使用目的」の内容

植樹用地	林業経営(収穫)を目的とした造林地、一部天然林
農耕用地	田畑、果樹園など
電気事業用地	発電施設、送電線、電柱など
道路敷用地	国道、県道、市町村道、登山道など
水路式用地	送水管、導水管、取水口など
建物敷用地	住宅、商業施設、別荘、学校寮、研究・研修施設、山小屋など
牧場用地	放牧地、採草地
鉱業用地	鉱山用地及びその附帯地
鉱泉用地	鉱泉口及びその附帯地
雑用地	上記以外(スポーツ施設、駐車場など)

### (3) 主要貸付地の一覧

市町村	大字	施設名 (使用目的)	面積 (ha)	貸付料年額 (円)	当初貸付	賃借人
甲府市	上帯那町	西群馬幹線 (送電線)	12.6897	1,264,441	S63.9	東京電力パワーグリッド (株)
南アルプス市	芦安芦倉	野呂川発電所	5.7570	1,793,140	S40.12	山梨県 (企業局)
北杜市	高根町清里外	キープ協会・清泉寮	238.0110	20,753,750	S12.12	(公財)キープ協会
北杜市	高根町清里	清里駅裏別荘地	10.2025	7,567,098	S34.6	念場ヶ原山恩賜林保護財産区
北杜市	高根町清里	清里高原ホテル	12.0121	9,579,200	S35.1	(株)セラヴィリゾート泉郷
北杜市	高根町清里	エイトカントリー別荘	10.2694	6,555,984	S40.3	北杜市
北杜市	高根町清里	丘の公園	124.2657	60,027,521	S58.10	山梨県 (企業局)
北杜市	高根町清里	学校寮	38.9340	19,069,598	S35.6	調布市外16区画
北杜市	高根町清里	清里若桐寮	5.0303	1,796,209	S36.12	(一社)初等教育研究会
北杜市	高根町清里	清里の森別荘	106.1928	170,457,022	S60~	山梨県 (森林環境部)
北杜市	高根町清里	檜山太陽光発電	23.2681	11,392,061	S41.4	北杜市
北杜市	大泉町西井出	清里スキー場	75.5545	30,297,352	H元.3	サンメドウズ清里 (株)
北杜市	大泉町西井出	県立八ヶ岳牧場天女山	274.889	9,315,293	T14.7	山梨県 (農政部)
北杜市	大泉町西井出	県立八ヶ岳牧場天女山2	5.812	215,044	H3.8	山梨県 (農政部)
北杜市	長坂町小荒間外	第Ⅰ期肉牛牧場	193.9219	7,502,593	S49.10	山梨県 (農政部)
北杜市	大泉町谷戸	第Ⅱ期肉牛牧場	117.9486	4,032,048	S52.3	山梨県 (農政部)
北杜市	小淵沢町小淵沢	県営馬術競技場	19.0308	7,298,311	S56.5	山梨県 (農政部)
北杜市	白州町上教来石	天竜東幹線 (送電線)	9.9441	2,955,460	S45.10	東京電力パワーグリッド (株)
北杜市	白州町上教来石	平久保の池公園	5.1299	327,800	H4.3	北杜市
北杜市	武川町宮脇	小武川第三発電所外	5.5515	2,222,075	S50.10	東京電力ホールディングス (株)
北杜市	明野町小笠原	サンパークアケノ	113.5180	64,557,686	S62.8	(株)レイクウッドコーポレーション
北杜市	須玉町小尾	群馬山梨幹線 (送電線)	38.3096	3,500,497	S63.9	東京電力パワーグリッド (株)
早川町	奈良田	西山線 (送電線)	6.5302	1,895,348	S38.9	東京電力パワーグリッド (株)
山梨市	牧丘町北原	西群馬幹線 (送電線)	20.4906	1,471,299	S63.10	東京電力パワーグリッド (株)
甲州市	塩山上萩原	葛野川発電所	8.7752	3,438,523	H4.11	東京電力ホールディングス (株)
甲州市	塩山小屋敷	西群馬幹線 (送電線)	53.6569	4,304,276	S63.10	東京電力パワーグリッド (株)
甲州市	大和町初鹿野	西群馬幹線 (送電線)	19.4050	1,304,603	S63.10	東京電力パワーグリッド (株)
笛吹市	八代町竹居	ライフル射撃場	5.4700	1,735,084	S56.3	山梨県 (教育委員会)



市町村	大字	施設名（使用目的）	面積 (ha)	貸付料年額 (円)	当初貸付	賃借人
大月市	七保町瀬戸	葛野川発電所	11.3766	4,906,776	H4.11	東京電力ホールディングス(株)
大月市	七保町瀬戸	葛野川線（送電線）	32.8636	2,474,715	H8.3	東京電力パワーグリッド(株)
大月市	笹子町黒野田	西群馬幹線（送電線）	7.0789	615,593	S63.12	東京電力パワーグリッド(株)
都留市	大幡入山	都留線（送電線）	8.0025	2,524,928	T15.5	東京電力パワーグリッド(株)
都留市	鹿留トビゾオリ外	西群馬幹線（送電線）	26.8331	2,006,294	S62.10	東京電力パワーグリッド(株)
富士吉田市	上吉田剣丸尾	コニファーフォレスト	8.4335	20,167,871	S59.11	富士急行(株)
富士吉田市	上吉田剣丸尾	富士山科学研究所	30.5319	21,647,117	H5.7	山梨県（企画県民部）
富士吉田市	上吉田剣丸尾	富士北麓広域周遊駐車場	8.8710	5,885,908	H22.8	山梨県（観光部）
富士河口湖町	船津剣丸尾	森林公園富士スバルランド	16.2014	15,153,137	S40.9	富士観光開発(株)
富士河口湖町	船津剣丸尾	山梨赤十字病院	5.0804	10,938,101	H2.1	日本赤十字社 山梨県支部
富士河口湖町	船津剣丸尾	富士ふれあいの村	11.9000	8,325,240	H6.11	山梨県（福祉保健部）
富士河口湖町	河口御坂山	天竜南線（送電線）	17.4277	3,570,687	S6.1	東京電力パワーグリッド(株)
富士河口湖町	西湖青木ヶ原	PICA富士西湖	13.8096	5,445,124	S40.7	富士急行(株)
富士河口湖町	西湖青木ヶ原	根場移住地	9.3038	2,203,715	S42.2	富士河口湖町
富士河口湖町	西湖青木ヶ原	西湖移住地	12.0111	2,130,538	S42.10	富士河口湖町
富士河口湖町	西湖青木ヶ原	野鳥の森公園	7.2981	790,640	H2.9	富士河口湖町
山中湖村	平野吉政外	雑用地（畑）外	9.1596	247,583	S8.9	山中湖村
山中湖村	平野向切詰	富士演習林・セミナーハウス	33.1106	7,735,541	T15.11	国立大学法人東京大学
山中湖村	平野向切詰外	山中湖別荘地外	440.6710	325,201,466	S2.1	富士急行(株)
山中湖村	平野向切詰	山中湖文学の森	22.7398	3,196,783	H7.3	山中湖村
鳴沢村	鳴沢富士山外	ふじてんスノーリゾート	64.5607	32,273,891	S61.2	富士観光開発(株)

※ 植樹用地、道路敷用地を除く5ha以上の箇所を記載

## II 貸付に当たっての考え方

### ○ 貸付の根拠及び方針

#### (1) 根拠条例等

恩賜県有財産管理条例、同施行規則及び恩賜県有財産土地利用条例に貸付及び土地利用の条項がある。具体的には恩賜県有財産管理条例施行規則第7条で次のように規定。

ア 県の策定する総合開発計画に基づく事業の用に供する場合

イ 県民福祉の増進に必要な産業、観光、厚生又は教育の用に供する場合

ウ 市町村、若しくは土地改良区の行なう土地改良事業又は市町村の行なう農業構造改善事業の用に供する場合

エ 国又は地方公共団体に於いて、公用又は公共用に供する場合

#### (2) 近年の貸付方針

##### ① 昭和48年

恩賜県有財産を県の策定する長期開発計画に基づく事業の用に供することにより、恩賜県有財産の公益的機能の充実と地域社会の振興を図ることを目的とした「恩賜県有財産土地利用条例」を制定。

##### ② 昭和55年

県総合福祉計画に「県有林高度活用事業」を位置付け。

##### ③ 昭和50年代後半から昭和60年代前半

県有林を利用した地域振興を図るべく「県有林高度活用事業」を展開。

・清里の森別荘地（昭和60年 分譲開始 200ha）

・丘の公園ゴルフ場（昭和61年 営業開始 124ha）

・天神山スキー場（昭和61年 営業開始 65ha）

・大泉清里スキー場（平成2年 営業開始 76ha）

・サンパークアケノゴルフ場（平成3年 営業開始 114ha）

##### ④ 平成3年

民間への新規貸付を凍結。

##### ⑤ 平成7年11月

「県有林の森林総合利用計画」を策定し、民間への新規貸付の凍結を一部解除し、公益事業を行う者に限って貸付を可能にした。



(3) 現在の貸付方針

平成18年に、「県有林の民間事業者に対する新規土地貸付に係る取扱い方針」を新たに策定

概要：民間事業者に貸付ができる対象は、ゴルフ場やスキー場など大規模な開発は引き続き抑制することを基本とし、

ア 企業の研究・研修施設

イ 美術館・博物館などの文化教養施設

ウ 環境学習施設などの教育関連施設

エ 森林公園等の林間型活動施設

オ 環境保全のために民間事業者が自ら整備する森林（企業の森など）など限定し、貸し付けることを可能とした。

### Ⅲ 貸付方法

#### 1 賃貸借契約

県と借受人との間で貸付期間、貸付料等を明記した賃貸借契約を締結している。

#### 2 貸付期間

・貸付期間は次のとおり（恩賜県有財産管理条例施行規則第7条の三, H6 改正※）

(1) 植樹を目的として貸し付ける場合 20年以内

(2) 建物の用地を貸し付ける場合 30年

(3) 上記(1)、(2)以外の場合 10年以内

・貸付期間の更新

(1) 植樹目的の場合 更新の日から20年を限度として契約に定める期間

(2) 建物用地の場合 更新の日から10年（最初の更新の際は20年）

(3) 上記(1)、(2)以外の場合 更新の日から10年を限度として契約に定める期間

※H6年改正前の建物用地の更新期間は、堅固な場合は30年、それ以外は20年となっている。

#### 3 契約の更新

借受人が貸付の継続を希望する場合は、契約期間満了30日前までに継続貸付申請書を県に提出することとなっている。

#### 4 貸付料の算定方法

・県有林を適正な対価で貸し付けるため、県では、契約書に3年毎に貸付料を改定することを定めており、昭和59年度から不動産鑑定機関へ貸付料算定に必要な調査を委託している。

・森林の状態で貸し付けるが、使用目的が明確であることから、土地価格は目的に応じた見込で評価している。

・調査では、前回の料金改定時からの、土地価格の推移や経済動向指数などをもとに貸付料の単価を算定している。

・調査結果を報告書として受け取り、県はこれをもとに貸付料の料金改定を実施している。

## 森林総合利用協議会設置要綱

### (設置)

第1条 県有林を総合的な視点にたって利用することにより、豊かで潤いに満ちた森林社会の創造に資するため、森林総合利用協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員は知事が委嘱する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。

### (協議事項)

第4条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- 1) 保健休養利用の現在における意義とそのあり方
- 2) 県土全体で調和のとれた保健休養利用の方針
- 3) 県域ごとの特徴を踏まえた地域振興の方向
- 4) その他、県有林の総合利用推進に関して必要と認められる事項

### (座長)

第5条 協議会に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は会務を総理する。

### (会議の招集)

第6条 会議は座長が招集する。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は山梨県森林環境部県有林課がおこなう。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は座長が定める。

### 附則

この要綱は平成9年3月28日から施行する。

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

この要綱は平成12年9月18日から施行する。

この要綱は平成17年11月11日から施行する。

この要綱は平成19年12月18日から施行する。

この要綱は平成22年2月4日から施行する。

この要綱は平成24年3月29日から施行する。

この要綱は平成27年1月21日から施行する。

この要綱は平成29年2月6日から施行する。

別表

## 森林総合利用協議会委員名簿

(第8期 任期:平成29年2月6日～平成31年2月5日)

No	氏名	備考
1	石原 三義	(公社)やまなし観光推進機構 専務理事
2	磯田 進	昭和大学 講師
3	小川 和彦	(一社)山梨県不動産鑑定士協会 会長
4	小澤 源七老	山梨県土地家屋調査士会 副会長
5	風間 ふたば	山梨大学大学院医学工学総合研究部 教授
6	亀山 倫世	山梨県弁護士会
7	木村 靖郎	元山梨県林務長
8	佐野 和広	山梨県町村会 副会長(南部町長)
9	相馬 保政	(公社)山梨県恩賜林保護組合連合会 理事長
10	田辺 篤	山梨県市長会 会長(甲州市長)
11	宮澤 恭子	武田の杜森林セラピー基地運営協議会 ガイド専門部会長
12	八巻 力也	山梨県弁護士会
13	横内 幸枝	やまなし野鳥の会 理事

(敬称略:50音順)

## 森林総合利用協議会 確認事項

(第8回：平成20年4月22日開催)

### 第1 県ホームページを利用した情報公開

恩賜県有財産の貸付に関する情報については、次のとおり公開することとする。

#### 1 恩賜県有財産賃貸借契約情報

貸付面積1haを超えるものについて、次の項目を公開する。

##### (1) 契約者

ア 企業・団体の場合は、企業・団体の名称を掲載する。

イ 個人の場合は「個人」、個人共有の場合は「個人共有」と掲載する。

##### (2) 契約期間

##### (3) 所在地（市町村、字等）

##### (4) 主な使用区分、施設名

##### (5) 契約面積

##### (6) 年間賃料

ただし、個人情報保護条例による個人情報、公表することにより当該施設の保護管理上支障が生じるおそれがあるものについてはこの限りではない。

#### 2 恩賜県有財産貸付料適正化調査の概要

##### (1) 調査の目的

##### (2) 調査の委託先

##### (3) 委託先の選考方法

##### (4) 調査方法の概要

ア 調査対象不動産

イ 調査の前提条件

ウ 調査期間

エ 調査方針

オ 調査結果

#### 3 公開の方法

(1) 毎年度、6月末日現在のデータを7月末日までに掲載する。

(2) 掲載期間は1年間とする。

4 貸付契約の情報は原則として契約1件ごとに掲載する。ただし、電気事業用地等、施設の保護管理上公表できないものについては、契約書ごとにまとめて件数、契約面積、年間賃料を掲載する。

## 第2 貸付方法の一部見直し

県有林野の未利用地を貸し付ける場合は、山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和24年山梨県条例48号）及び県有林の森林総合利用計画に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 貸し付けする県有林野未利用地は、貸付地返還地であって、将来にわたって県等の施策に供する見込のない土地とする。
- 2 貸し付けにあたっては、次の貸付条件を設定して募集するものとする。
  - (1) 所在地
  - (2) 使用目的
  - (3) 貸付面積
  - (4) 参考貸付料（年額）
  - (5) 貸付期間
  - (6) （定期借地権の設定）
- 3 募集方法は次のとおりとする。
  - (1) 県ホームページへの掲載
  - (2) 県林務環境事務所掲示板への掲示
  - (3) 募集期間は1ヶ月とする。
- 4 貸付基準等
  - 「県有林の森林総合利用計画における土地利用の取扱いについて（内規）」
  - 「県有林の民間事業者に対する新規土地貸付に係る取扱い方針」

## 第3 貸し付けにあたっての森林総合利用協議会の意見聴取

- 1 新規貸付の場合
  - 面積1ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。
- 2 継続貸付の場合
  - 面積5ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。